



所用留

七

自天保六年夏
至同十一年

特別
t2
1897
7





自天保六年
至天保十一年

明治廿七年二月五日

内田出茂氏印

天保六年

一 尚を修す
 二 尚を修す
 三 同上
 四 同上
 五 同上
 六 同上
 七 同上
 八 尚を修す
 九 同上
 十 尚を修す
 十一 尚を修す
 十二 尚を修す
 十三 尚を修す
 十四 尚を修す
 十五 尚を修す
 十六 尚を修す



門 卜 2
 1897
 7



十七 少内を四編す
 十六 石を所取
 十九 少内を五編す
 十八 少内を五編す

天保六年 下

五月廿一日 少内を五編す 右 少内 朱 出 出 出

少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内
 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内
 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内
 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内
 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内 少内

五月廿二

此處一ノ字の意は廿ノ四ノ字の時概を以て計はる
少給不と給出の事と田や長之田の一併と云
無りとの言村原を以て好まぬ所にして上極
取は仰去し是よりし汝等中より母不知し
此處を多と云へし一併の事村原を以て
出と云は作はる事

口上之

此の少給一ノ字の意は廿ノ四ノ字の時概を以て計はる

取の少給不と給出の事と田や長之田の一併と云
無りとの言村原を以て好まぬ所にして上極
取は仰去し是よりし汝等中より母不知し
此處を多と云へし一併の事村原を以て
出と云は作はる事

出候中次第自形知事此内通事連發
仕候儀此候内他中出立者又廿七日
出立者此内通事此内通事此内通事

五月廿二日

信濃守

一 五月廿七日可成候内此内通事此内通事
此内通事此内通事此内通事此内通事
此内通事此内通事此内通事此内通事
此内通事此内通事此内通事此内通事

而後所出物此内通事此内通事
此内通事此内通事此内通事此内通事
此内通事此内通事此内通事此内通事
此内通事此内通事此内通事此内通事

一 五月廿七日可成候内此内通事此内通事
此内通事此内通事此内通事此内通事
此内通事此内通事此内通事此内通事
此内通事此内通事此内通事此内通事

御侍等も少くして一人の方信南令
こはあまのうらやまのまゝに
ふたつあつた風とて海方御侍
御侍もあつたあまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに

あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに

七月廿七日

あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに
あまのまゝに

江ノ下ノ河ノ水ノ上

七月廿二日

清江ノ極

林ノ下ノ水

甲申年
卯辰年
卯辰年

五

七日廿七日
清江ノ水ノ上
林ノ下ノ水ノ上
卯辰年
卯辰年

口上流

昨日ノ水ノ上
清江ノ水ノ上
林ノ下ノ水ノ上
卯辰年
卯辰年

一決お申為近前此種と御りさ力
谷村係左兼つりてしる方門大御さ
し給しは終り成りし上

七月廿日

信成

亦以知又名成し得し後山所りし七
内中よりうね形其方候し難きもの
大甲候し其方より九五を編み
り出ると九日候所りお申候し候り

仕為念は候事申上

七月丙午林多所山經所り申候事
田中名方方是年し先流ありし上
野流りし候しあり候事自十三日
日延り出候事申上

七月十三日日延り候事申上
大森係より出候事申上

新七子書大所、其又其可程、と然りと其力
谷村平左衛門、其可程、其可程、其可程、其可程、
其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、

壬午月廿七日、積真夜想、其可程、其可程、其可程、
其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、
其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、

其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、

其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、

其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、

川

其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、

壬午月廿七日、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、

其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、
其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、
其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、其可程、

少形寺跡を南に... 用云々の...
水西より... 延...
通... 用...
定... 上... 振...
... 此... 上...

壬七月

信次郎

私親... 上... 用... 壬... 月... 若... 主... 跡...

口入... 用... 湯... 跡...
... 上... 生... 跡...
... 跡... 上...
... 跡... 上...
... 跡... 上...

壬七月

信次郎

壬七月廿九日... 町... 跡... 上...

清の一面舎町の梅家へ夏午し女面は女呈
ふり下連衣女面は秋合し女呈八月十日
この世を去る海を渡りし女呈海河を渡り
女面は海を渡りし

- 一 八月十日
- 一 八月十日
- 一 八月十日
- 一 八月十日

十一

右の昔々昔の山向を去る女面の一併し女呈は
この世を去る海を渡りし女呈海河を渡り
女面は海を渡りし女呈海河を渡り
一 八月十日 女面は海を渡りし
女面は海を渡りし女呈海河を渡り

一 訪古冊
林崎の女呈

一 步拾冊

一 四拾冊

一 三拾冊

一 四拾

一 步拾冊

一 步拾冊

一 步拾冊
步拾冊

卷之五拾行

水行

水行

水行

水行

水行

水行

水行

一 百七拾冊

一 百冊

一 百拾冊

一 步拾冊

一 拾冊

一 拾冊

一 百冊

一 百七拾冊

卷之六拾行

水行

水行

水行

水行

水行

水行

水行

一 將^{乃舟} 崎 崎 崎 崎

將 崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

一 崎 舟

崎 崎 崎 崎

亦之好日中後記今我之好年之好
可然所子我臨時宜之出之也者
身是又招之之也中宜之也凡五言
冊記在卷部子五百冊好之也凡五
也科所宜之也凡三子也故招之
手自表我總之好合式之南之凡檢
後之也凡五言之也凡五言之也
每後出也凡五言之也凡五言之也

天報中宜之好也又之也凡五言之也
合之也凡五言之也

八月十二日

十一

八月廿五日
八月廿五日
八月廿五日

以上竟

昨年年中和子所之好也凡五言之也
并指之也凡五言之也

研要之陽河且從之更至公版又
以得之者口身之口河季新親建結各
性度之信初色之此首以以之新圖作
年中一甲上之色華之強流之極子之
山上之公財之居之方部之信然如信任
以必而之口又當其外之計格之勤為
以之系之其信原之口之口之口之口之
可如女之隨月之口之愛樹之口之口之

名者之有之口之口之口之口之口之口之
或如之口之口之口之口之口之口之口之
是之口之口之口之口之口之口之口之
其向之口之口之口之口之口之口之口之
信之口之口之口之口之口之口之口之
其如之口之口之口之口之口之口之口之
口之口之口之口之口之口之口之口之
口之口之口之口之口之口之口之口之

為今尚何重なる事ありんか今不測之出
未測の事は何事か重なる事ありんか
御病を癒せし道徳の徳を為す所也
之分は自ら悟るべき事なりて林中の如
月は此の如く色空の如く是の如く入
空を知る事ありんか今尚何なる事ありんか
道徳の徳を癒せし道徳の徳を為す所也
御病を癒せし道徳の徳を為す所也

永修の事尚何重なる事ありんか今不測之出
未測の事は何事か重なる事ありんか
御病を癒せし道徳の徳を為す所也
之分は自ら悟るべき事なりて林中の如
月は此の如く色空の如く是の如く入
空を知る事ありんか今尚何なる事ありんか
道徳の徳を癒せし道徳の徳を為す所也
御病を癒せし道徳の徳を為す所也

一八月廿七日 富田の甲に之を遊ぶ家左之遊

百七十八日 三ノ庄 五ノ庄 六ノ庄 七ノ庄 八ノ庄 九ノ庄 十ノ庄 十一ノ庄 十二ノ庄 十三ノ庄 十四ノ庄 十五ノ庄 十六ノ庄 十七ノ庄 十八ノ庄 十九ノ庄 二十ノ庄 二十一ノ庄 二十二ノ庄 二十三ノ庄 二十四ノ庄 二十五ノ庄 二十六ノ庄 二十七ノ庄 二十八ノ庄 二十九ノ庄 三十ノ庄 三十一ノ庄 三十二ノ庄 三十三ノ庄 三十四ノ庄 三十五ノ庄 三十六ノ庄 三十七ノ庄 三十八ノ庄 三十九ノ庄 四十ノ庄 四十一ノ庄 四十二ノ庄 四十三ノ庄 四十四ノ庄 四十五ノ庄 四十六ノ庄 四十七ノ庄 四十八ノ庄 四十九ノ庄 五十ノ庄 五十一ノ庄 五十二ノ庄 五十三ノ庄 五十四ノ庄 五十五ノ庄 五十六ノ庄 五十七ノ庄 五十八ノ庄 五十九ノ庄 六十ノ庄 六十一ノ庄 六十二ノ庄 六十三ノ庄 六十四ノ庄 六十五ノ庄 六十六ノ庄 六十七ノ庄 六十八ノ庄 六十九ノ庄 七十ノ庄 七十一ノ庄 七十二ノ庄 七十三ノ庄 七十四ノ庄 七十五ノ庄 七十六ノ庄 七十七ノ庄 七十八ノ庄 七十九ノ庄 八十ノ庄 八十一ノ庄 八十二ノ庄 八十三ノ庄 八十四ノ庄 八十五ノ庄 八十六ノ庄 八十七ノ庄 八十八ノ庄 八十九ノ庄 九十ノ庄 九十一ノ庄 九十二ノ庄 九十三ノ庄 九十四ノ庄 九十五ノ庄 九十六ノ庄 九十七ノ庄 九十八ノ庄 九十九ノ庄 百ノ庄

連綿相立の儀ありては之を令當時
顔色不ことし年々し和子所承録し御書
子成意之よし内思ひ思ふ程ありて
以候何ぞと云ふに上より程より新
儀に以候に上より程より新

未 月 富田の甲に之を遊ぶ家左之遊

海己此の如く先づの如流の如く一系
振合の向合ッあふ又とを〜し未あ如
作ら〜し承合の如く富田の甲に之を
五下合〜し百十〜し五下〜し其の如く
内道海〜し内道海〜し内道海〜し
内〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し
不中〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し
送付〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し

一方に定むる事以て御所方候是之を合
 算する事也此御所候事し御所候事し
 御所候事し御所候事し御所候事し
 御所候事し御所候事し御所候事し

八月廿七

御所方候

富田方

御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し

御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し

九月十七日富田方より

御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し
 御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し
 御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し
 御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し御所方候事し

九月十七

一 九月 日可年久新下山を長谷川の一併可
と云ふ事也

口上之

而中何山向を長谷川の東に於て又
接接借田此年秋重く後五洲
山知事あきま村并に文政五年年中
留帳を造らるる山并を古田に
てんてん山知事時のことと記稿に

新水如所あらむと云ふ事あり
定住地を移らむ所と重くして
可移帳とて移帳を造らるる
於高人ら無茶五洲山中
所何所と云ふ事あり
五洲五洲と云ふ事あり
之出下と云ふ事あり
物置所を造らるる事あり

十二月二十

十一日

富田

有... 十一日... 十二日... 十三日... 十四日... 十五日... 十六日... 十七日... 十八日... 十九日... 二十日... 二十一日... 二十二日... 二十三日... 二十四日... 二十五日... 二十六日... 二十七日... 二十八日... 二十九日... 三十日...

十六

十一月... 十二月...

...

...

...

...

...

...

本島九島之江津日新町由乃中江何也
正保六年十月 巧治印

中村公左衛門

あまのこゝろにそむく道の上

林六子氏

口上之乞

亡女信持授彌年未仕公解其故信持
相之力日お信持お致令百歳中村の書

由新和之致之山内と下帳より中
信持信持の中の上の上

未 十月十日

巧治印

十月十日 未 十月十日

巧治印

幸無件可山内と下帳より中
信持信持の中の上の上
信持信持の中の上の上

仕の海に務金積るる毎に今も亦成り候
加帳面一年織新令を以て或るに死
に由り候より今も亦成り候
對流仕度方下り候に有私言
而多帳面其の終に亦成り候
然令に終り候迄候に
未十月九日

世に
和名
坊
治
氏

此書有るに在り候に
有るに在り候に

口上卷

幸願所より之由迄
用事候に候下り候に
是年より下り候に
与力谷村原左衛門
紙書面各代古森無
之に在り候に

尸山廻目人... 於赤尚月... 出之程... 深は... 以上

十月九日... 信...

者... 之... 之...

十六

十二月... 納... 自... 別...

月... 之... 之... 之...

輝士...

一紙...

は...

右...

細...

一...

右の事代乎以事方格九也

此の事代乎以事方格九也

一 綴言并表御神裏御事

此の事代乎以事方格九也

此の事代乎以事方格九也

此の事代乎以事方格九也

此の事代乎以事方格九也

此の事代乎以事方格九也

十二月

攝津郡

十九

十二月十日 右の事代乎以事方格九也

此の事代乎以事方格九也

口上之

此の事代乎以事方格九也

此の事代乎以事方格九也

此の事代乎以事方格九也

此の事代乎以事方格九也

十七日細夜方為田り、田法此處
一回、細り多し、云昔方同く、可也、此處
尸、此處、勿論、此細、此細、此細、此細、
上、此處、此處、此處、此處、此處、此處、
此處、

十二月廿七日

信濃守

一十二月廿七日、馬場河、山、信濃守、信濃守、

信濃守、信濃守、信濃守、信濃守、信濃守、

信濃

信濃

一令以多

信濃守、信濃守、信濃守、信濃守、

一令以多

信濃守、信濃守、信濃守、信濃守、

一令以多

信濃守

十二月廿七日

信濃守

信濃守

信濃守、信濃守、信濃守、信濃守、

夫の爲に給ふなり。此後此の金は給ふ事未年
より未年迄。此後此の金は給ふ事未年
上仰。此後此の金は給ふ事未年
此後此の金は給ふ事未年
此後此の金は給ふ事未年
此後此の金は給ふ事未年
此後此の金は給ふ事未年
此後此の金は給ふ事未年

此後此の金は給ふ事未年
此後此の金は給ふ事未年

此後此の金は給ふ事未年

天保七年

- 一 可地代令
- 二 善好新奠
- 三 彦標命
- 四 其科名目洞版名色 中山志稿 陸松九
- 五 櫻木了刻
- 六 宗方終文
- 七 家記洞進
- 八 或自抄卷重納
- 九 有身名目了科
- 十 上細令目延託
- 十一 上細令
- 十二 化智標出出入

天保七年
正月十日
二月十日
三月十日
四月十日
五月十日
六月十日
七月十日
八月十日
九月十日
十月十日
十一月十日
十二月十日

天保七年

一 正月十日 柳家より町に代筆し半信
四十九の柳家より町に代筆し半信
出た

一 正月十日 柳家より町に代筆し半信

一 十一月十日 柳家より町に代筆し半信

一 十一月十日 柳家より町に代筆し半信

五洲通... 初色... 通... 一... 在
... 通... 通... 通... 通...
... 通... 通... 通... 通...
... 通... 通... 通... 通...
... 通... 通... 通... 通...
... 通... 通... 通... 通...

十二日

... 通... 通... 通... 通... 通...

... 通... 通... 通... 通... 通...

... 通... 通... 通... 通... 通...

是

一... 人... 招... 招...

... 招... 招... 招... 招...

... 招... 招... 招... 招... 招...
... 招... 招... 招... 招... 招...
... 招... 招... 招... 招... 招...
... 招... 招... 招... 招... 招...

按後孫名好誠或名之秋物也

傳年之月之改正年年六月秋物年結

是正之也之之割之秋物之秋物也

國之秋物之秋物無清之秋物之秋物

之也而集年之秋物之秋物之秋物

尸過之秋物之秋物之秋物之秋物

尸之秋物之秋物之秋物之秋物

之秋物之秋物之秋物之秋物

身之秋物之秋物之秋物之秋物

以之秋物之秋物之秋物之秋物

之秋物之秋物之秋物之秋物

十一月廿日

之秋物之秋物之秋物之秋物

書之秋物之秋物之秋物之秋物

以之秋物之秋物之秋物之秋物

之秋物之秋物之秋物之秋物



此指五倍之出所ノ様リニテナリト云

此五倍ノ出所ノ様リニテナリト云
為所ノ様リト云

六

十月廿日 宗令 診入ノ事ト云

おん宗令ノ事ト云

十二月十四日 宗令 診入ノ事ト云
河名ノ様リト云

五

是

陸川 宗令 診入ノ事ト云

陸川 宗令 診入ノ事ト云

陸川 宗令 診入ノ事ト云

陸川 宗令 診入ノ事ト云

陸川 宗令 診入ノ事ト云

十二月

陸川 宗令 診入ノ事ト云

目錄

是

陸川

是

陸川

前、年月日ノ様リニテナリト云

此ノ様リニテナリト云

瑛川、記

十二册

卷才一

天文十一年

二月、月

卷才二

天文十一年

中道、年

三卷、折

洞進家記目録

八 一月日即家名目録内寫方分三冊古一月以之抄美

内向字多下海之

九 十二月十日、林家、之、中、之、知、家、名、目、録、之、本、也

乃、中、也、何、能、有、也、乃、又、一、冊、中、也、一、冊、也、也

之、向、字、多、下、海、之、何、之、在、之、向、字、多、下、海、之

之

一、家、名、目、録

三、格、冊

合、下、對、于、七、格、之、般

山形科北山子孫也

如三食方根沙分

一臣信為表紙身元千石之孫也

山内

如三林方身汗所代

如三林方身汗所代

一臣信為表紙身元千石之孫也

山内

如三林方身汗所代

山内

山内

山内

十二月

信濃

十一

同日四物向年有之

流し〜〜〜方身汗所代

ふか〜〜〜山内信濃

成於未為年三月中旬述上細白廷長成
下以了難有缺合有缺勿端三月中旬述上
群去能推配述此當年以出書至此年
存以百有年之子以年有述上細了年
又述上白廷長此年有海分細有極備以就
以於一後之此林出字以可新了出至以能
之江後之新出六二上

甲十二月

丙辰年

是

一乃群去能推配述上細白廷長成
述上細白廷長此年有海分細有極備以就
以於一後之此林出字以可新了出至以能
之江後之新出六二上
申年分重述推配述上細白廷長成
群去能推配述此當年以出書至此年
存以百有年之子以年有述上細了年
又述上白廷長此年有海分細有極備以就
以於一後之此林出字以可新了出至以能
之江後之新出六二上

有仕合身存小依之は後山他中一古也

甲十二月十六日

坊沙中

十二

一十二月十七日 宿河内級不十年級重公也

波中持系お細海人其家一其後他身出

是

一金八支

去年年中 宿河内級重公也

右之色 上細紅公上

甲十二月十七日

林上子改文記
坊沙中

口上覺

一去年年中 宿河内級重公也
宿河内級重公也
宿河内級重公也
宿河内級重公也
宿河内級重公也
宿河内級重公也
宿河内級重公也
宿河内級重公也
宿河内級重公也
宿河内級重公也

甲十二月十七日

坊沙中

十二

一十二月廿四日 宿河内級重公也

心自誠誠者天之道也思誠者人之道也
誠之者擇善而固執之者也博學之審問之慎思之
明辨之篤行之有弗能學學之有弗能行行
之有弗能知知之有弗能行一而足以及於
是之謂之學一而足以及於是之謂之教
教之者化民成俗未有不化民成俗而
教之者也

十二月廿四日

市ノ中ノありては、
白ク又ハ、
道ノ

乃乃乃乃

長澤田

聖分五ノ、
乃乃乃乃

天保八年

天保八年

一 町比代

三 修好屋敷

五 新町

七 修好町

二 新真

四 上柳

六 新町

八 新町

天保八年

天保八年
 一 正月十七日
 二 二月六日
 三 二月廿一日

天保八年

一 正月十七日 公家河河存分地代重しつて朱
 定部しつて力名とせし

二 二月六日 釋奠し事字の所を了す

三 二月廿一日 後之群出於松テウカウニ事公家河
 河存分相出公家朱書ニテウカウニ事公家河
 公家河用也

續群書類從 神祇 七十七

白一級多あり
 五ノリ 世ツク
 二ノ用 方ニシテ
 只一ノ

一行送リ
三三行
前ノ行ニ
朱書ノ
通リ書
入ヘシ

續祥書類後

神祇部

太宰府安樂寺緣起

同書多敷御事之記

其内因由及ハ御縁部

總括校、集

丁幼

太宰府安樂寺緣起

國語校保之一集

右太宰府安樂寺緣起以、本校合了

太宰府安樂寺緣起 終

三月晦日馬場下ノ寺或移カレ上ル 高田ノ寺

五月十九日西尾作海迹ノ寺也、乃高田ノ寺ニ移ル

事ノ事、亦高田ノ寺

口上竟

一玄申年ノ朱書實跡ノ所、科ノ地、元

一四 一五

入費不也家元とて細言もつて而面も次
其の中もすゝるを心取つておつりつゝおぬい
取敷は心もあやうに存すぬれぬるは
と御存なり。海もおつりつゝおぬい
連年家元が御進もはれぬる中何年
力盡かしぬるもあやうに存すぬれぬるは
お進進はる存すぬれぬるは
お進進はる存すぬれぬるは

多彩の山

五月

信濃守

西尾 長右衛門

一六

六月甲午林家園人より切書到来。其由
以去。五時中迄。はる。はる。はる。はる。
と。の。信。は。此。限。有。印。家。元。出。也。此。限。
の。進。は。る。也。

口守り

信次郎

只方後進業家業出精くやあつた
海心勉勵しつて修くゆ用之る程を
て心掛く

一 洞あつたは出約のたつたは法
ゆるる結一五洞あつたは梅を世活
一 或は名目所とて中山者ありて
九洞あつたはたはたはたはたは

方より精力の洞あり

一 洞あつたはたはたはたはたは
うらむ

一 洞あつたはたはたはたはたは
たはたはたはたはたはたは

たはたはたはたはたはたは

あつた

七
六月五日 信次郎 著 籍 白 字 二 信 林 家 記

お月さまの御手紙

一 口上是

一 追々紅智様も色氣の國に出た所は正
の事と申す海法初花をいふ事と申す家
に於其お月さまの御手紙も書籍に
以後は方縁の御手紙合に於て折は
尚月初の御手紙に於ては御手紙の
お月さまの御手紙に於ては御手紙の上

御手紙の御手紙に於ては御手紙の御手紙
御手紙の御手紙に於ては御手紙の御手紙
御手紙の御手紙に於ては御手紙の御手紙

六月廿五日

信濃郡

一 六月廿二日正定成

一 七月廿五日

お月さまの御手紙に於ては御手紙の御手紙
お月さまの御手紙に於ては御手紙の御手紙
お月さまの御手紙に於ては御手紙の御手紙

七月廿五日

一、二年後勿論、...

伊田 廿五日
...
...
...

信

少お当り、...
右、...
左、...

お軍 宣下 沙村 徳三郎
...

右、...
お、...
右、...

あつや、...
お、...
あ、...
お、...
あ、...
お、...
あ、...

天保九年
 正月
 二月
 三月
 四月
 五月
 六月
 七月
 八月
 九月
 十月
 十一月
 十二月

天保九年 戌

- 一 町代
- 二 町代
- 三 町代
- 四 町代
- 五 町代
- 六 町代
- 七 町代
- 八 町代
- 九 町代
- 十 町代
- 十一 町代
- 十二 町代
- 十三 町代
- 十四 町代

天保九年

十五 口上覚

Faint handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

一印天保九年

一正月十日 林家より文通にて可化代に至るの十九
の御しは... 信... 丁... 大...
ある... 子... 公... 子... 遊... 林...
御... 出...

二印正月十日 林家より文通にて可化代に至るの十九
の御しは... 信... 丁... 大...
ある... 子... 公... 子... 遊... 林...
御... 出...

口上覚

一家純調進々此年中是死之生
之族の進々此年中是死之生
百存外の子は進引く右家純調
方子為之此年中是死之生
後之生は進引く右家純調
おは侍之進々此年中是死之生
おは侍之進々此年中是死之生

此の進々此年中是死之生
おは侍之進々此年中是死之生
おは侍之進々此年中是死之生
おは侍之進々此年中是死之生
おは侍之進々此年中是死之生

平内サシ

行

おは侍之進々此年中是死之生

三
二
目
の
下
の
所
の
物
を
う
り
云
及
の
申
す

丁未 二月廿五日 京夏例 一色五斗出 一斗分
左之也

馬の衣紋の用 一斗分 和門の姓名

市丁 千高の馬

伊加次 三斗

林三斗の馬

周研 一斗

平田の馬

杉名 一斗

ありて 千高の馬

杉名 一斗

一斗分 一斗

四
二月廿五日 京夏例 一色五斗出

右の如し

一斗分 和門の姓名
馬の衣紋の用 一斗分
市丁 千高の馬
伊加次 三斗
林三斗の馬
周研 一斗
平田の馬
杉名 一斗
ありて 千高の馬
杉名 一斗

家記調進し傳之之々年々調進仕生執
有方方一物高此為年々之九子年混
おゆし方々此は終ふゆきを史料
可板只之家記調進言の事と御伊是
下下下下下下下下下下下下下下下下
一物の望み此の如く格偏を新言の如く
既成物と此は終ふ史料可板の事と不
限之天後後天調進言の事と國史記近

處々新記并格此世々此を年月何事
格別し口傳此の如く御言の事と新記
之は終ふ下下下下下下下下下下下下
之は終ふ下下下下下下下下下下下下

三月

信次郎

五
四月終、林森より年終

心之御物此の如く此は西九卷上之方分
限傳此の如く此は西九卷上之方分

廣府之形極其甚矣、其地之形極其
り之目射程も亦遠く、其地之形極其
分限極舟並収少し、其地之形極其
の以上

四月終

行

四月終
其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣

其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣

一四月初、林森、其地之形極其甚矣

初十日終

其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣
其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣
其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣
其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣、其地之形極其甚矣

成

行

甘言強力申引きり 金由指らぬ事誠
ふくは是道 毎言其言は 亦何れも
少助定ふ中 然お湯の 依るは 何れ
二主八中 毎 瑞金 正指 女中 事
誠多に 指云 又 事 高 事 事 事 事
酒 台 上 沙 事 事 事 事 事 事
子 事 事 事 事 事 事 事 事
事 事 事 事 事 事 事 事

四月

一 四月十四日 林家 方々 事 事 事 事
用 事 事 事 事 事 事 事 事
少 事 事 事 事 事 事 事 事
事 事 事 事 事 事 事 事
事 事 事 事 事 事 事 事
事 事 事 事 事 事 事 事
事 事 事 事 事 事 事 事

事 事 事 事 事 事

金以移力為三多水部之字格方之十不
少字和字所出科字格為日高古所何人
治印危安之術也也重之子每文化中之實
二有十年之利足之云登所之大如利
年之內法之跡重利信之不和成引續
云之子自有古之周十之月進古年之利足
之如同利之重之格為完用格
有日為年之利之重之格為進古年之

年進古陽之身之格為進古年之
高之重之身之八之字格為進古年之
以格之身之十之月之重之格為進古年之
之重之身之十之月之重之格為進古年之
年之重之身之十之月之重之格為進古年之
利之重之身之十之月之重之格為進古年之
格之重之身之十之月之重之格為進古年之
後之重之身之十之月之重之格為進古年之

以... 仍七件

天保九戌年四月

后... 郎...

中村...

山田...

河...

是

一史料... 用...

... 子... 成... 人... 台... 永... 可... 方... 子

七月十日 村家 無名 屋 出 山 書 集 終

形 勢 又 亦 存 初 少 此 乃 文 書 而 之 事 子
以 爲 其 下 此 亦 矣 凡 一 以 爲 之 所 既 以 此
一 上 之 心 上
田 家 守 之 十 七 日
坊 法 部

口上 卷

一 史 科 之 多 天 皇 事 記 述 之 同 板 紙 於 今
四 冊 初 之 本 出 牛 紙 之 處 尚 有 四 月 中 節 行

心 法 寺 之 出 出 之 事 中 亦 用 板 紙 於 其 事 也
初 本 所 之 事 由 古 之 傳 之 所 傳 以 板 紙 於 其
其 事 之 初 之 初 之 也 以 其 事 之 初 之 也 其 事
爲 之 事 初 本 之 事 初 本 之 事 初 本 之 事
亦 之 事 初 本 之 事 初 本 之 事 初 本 之 事
引 之 事 初 本 之 事 初 本 之 事 初 本 之 事
七 月 十 日
坊 法 部

一 七 月 十 日 之 事 初 本 之 事 初 本 之 事 初 本 之 事

四十下古多安店了後片紙所ん 及び括違を
し係し例し色正書を十一下古多安の
移家、他と云ふ

一日古、字同所、る云々の申、た、
例、と云ふ云々、云々、云々、云々、

高の云々の、日、云々の、

右の云々の、
右の云々の、
右の云々の、

十二月九日、少、云々の、

少、云々の、

一、左、天保六、未、身、中、禱、云々の、
高、云々の、
云々の、

右の云々の、
右の云々の、

右の云々の、

事より初に全書にありきものを
 修訂し其法規を定めしむべき事
 今行ふに先ず其の如何なるに
 之を勿論尚ほ其の如何なるに
 也仕也其の如何なるに其の如何
 し修訂せしむべきに其の如何なる
 存んが故に其の如何なるに其の如何
 之を勿論尚ほ其の如何なるに其の如何

成り仰いし其の如何なるに其の如何
 五年刊行し其の如何なるに其の如何
 合、連中し其の如何なるに其の如何
 此稿を以て其の如何なるに其の如何
 其の如何なるに其の如何なるに其の如何
 其の如何なるに其の如何なるに其の如何
 其の如何なるに其の如何なるに其の如何
 其の如何なるに其の如何なるに其の如何
 其の如何なるに其の如何なるに其の如何

十二月

信濃郡

一十三日 上御重なるに候下り給事

是

重なる

去年年中の如き所御度方申上
修り重なる候下り候下り給事

重なる

去年年中の如き所御度方申上
修り重なる候下り候下り給事

十二月

信濃郡

御り候御度方申上

口上先

一去年年中の如き所御度方申上
修り重なる候下り候下り給事
去年年中の如き所御度方申上
修り重なる候下り候下り給事
去年年中の如き所御度方申上
修り重なる候下り候下り給事
去年年中の如き所御度方申上
修り重なる候下り候下り給事

抄本を改むるの旨向ふに抄本の上の御文を
此處に記すに由りて

十一月十七日

信濃守

十四

一十二月廿八日馬場にて少将の御文を以て
而す均しく抄本に記すに由りて
尚且廿八日馬場にて少将の御文を以て
而す均しく抄本に記すに由りて

口上之旨

一少将の御文を以て尚且廿八日馬場にて少将の御文を以て
而す均しく抄本に記すに由りて
尚且廿八日馬場にて少将の御文を以て
而す均しく抄本に記すに由りて
尚且廿八日馬場にて少将の御文を以て
而す均しく抄本に記すに由りて
尚且廿八日馬場にて少将の御文を以て
而す均しく抄本に記すに由りて

十一月十七日

信濃守

天保十年

一 二月廿一日
一 二月廿二日
一 二月廿三日
一 二月廿四日
一 二月廿五日
一 二月廿六日
一 二月廿七日
一 二月廿八日
一 二月廿九日
一 二月三十日

天保十年

一 正月十九日
一 正月二十日
一 正月二十一日
一 正月二十二日
一 正月二十三日
一 正月二十四日
一 正月二十五日
一 正月二十六日
一 正月二十七日
一 正月二十八日
一 正月二十九日
一 正月三十日

正月廿七日
二月廿七日

正月廿七日
二月廿七日

信しん所の成りし上の上

二日終り

信次郎

三

二月廿日 林家と度師の成りし上の上
五月廿日 中門の成りし上の上
六月廿日 中門の成りし上の上
七月廿日 中門の成りし上の上
八月廿日 中門の成りし上の上
九月廿日 中門の成りし上の上
十月廿日 中門の成りし上の上
十一月廿日 中門の成りし上の上
十二月廿日 中門の成りし上の上

すく、年男信しん、二月十日、中門の成りし上の上
三月十日、中門の成りし上の上
四月十日、中門の成りし上の上
五月十日、中門の成りし上の上
六月十日、中門の成りし上の上
七月十日、中門の成りし上の上
八月十日、中門の成りし上の上
九月十日、中門の成りし上の上
十月十日、中門の成りし上の上
十一月十日、中門の成りし上の上
十二月十日、中門の成りし上の上

一 金部名取
二 金部名取

但、信次郎の成りし上の上
三月十日、中門の成りし上の上
四月十日、中門の成りし上の上
五月十日、中門の成りし上の上
六月十日、中門の成りし上の上
七月十日、中門の成りし上の上
八月十日、中門の成りし上の上
九月十日、中門の成りし上の上
十月十日、中門の成りし上の上
十一月十日、中門の成りし上の上
十二月十日、中門の成りし上の上

一四

三日江戸に於ては、
用ひて其の事あり、
六月廿三日、

一五

六月廿三日、
江戸に於ては、

寺内山記

新井忠行

中村の記あり、

中村の記あり、
江戸に於ては、
六月廿三日、

寺内

一六

江戸に於ては、
六月廿三日、
江戸に於ては、

寺内

新井忠行

一七

江戸に於ては、
六月廿三日、
江戸に於ては、

一八

江戸に於ては、
六月廿三日、
江戸に於ては、

しるしをすくうてあつた

八月よりその所へ新築をせしむるに申す
西の山を削りてその間に家をせしめたる

あつたははら申すは神田の姓名

あつたははら申すは神田の姓名

あつたははら申すは神田の姓名

あつたははら申すは神田の姓名

あつたははら申すは神田の姓名

あつたははら申すは神田の姓名

あつたははら申すは神田の姓名

一九 九月新築の所へ新築をせしむるに申す

あつたははら申すは神田の姓名

あつたははら申すは神田の姓名

あつたははら申すは神田の姓名

二十 十月七日新築の所へ新築をせしむるに申す

あつたははら申すは神田の姓名

清土科馬原屋代二十番の内拾年十下
少原の中山に於て其の法其の例に
を成果之年に其の法其の例に
少原の中山に於て其の法其の例に
紙一紙に其の法其の例に
少原の中山に於て其の法其の例に
少原の中山に於て其の法其の例に
少原の中山に於て其の法其の例に

十日也

十日也

四日也
五日也
六日也
七日也

お記し

十一
十月十日

清土科馬原屋代二十番の内拾年十下
少原の中山に於て其の法其の例に
を成果之年に其の法其の例に
少原の中山に於て其の法其の例に
紙一紙に其の法其の例に
少原の中山に於て其の法其の例に
少原の中山に於て其の法其の例に
少原の中山に於て其の法其の例に

いさやうに...
うまの...
...

十日廿二

是

一...
...

...

内...
...

...

...

...

...

十日廿二

十三
一十月廿九...

...

...

夏

博信殿

御書

始部人

婦人

従事人

右天台宗の寺にありて

山内には又と云はれ侍

下女御人字門ありて

下女御人字門ありて

天保十一年十月十日

十三
一十二月廿二日

十四
一十二月廿二日

山内には又と云はれ侍

山内には又と云はれ侍

是

壬午年中申る如字所 所居年月
重いよ 所居年月申る如字所 所居年月
申る如字所 所居年月申る如字所 所居年月

十二日

所居年月

口上之

一壬午年中申る如字所 所居年月申る如字所
申る如字所 所居年月申る如字所 所居年月
申る如字所 所居年月申る如字所 所居年月
申る如字所 所居年月申る如字所 所居年月

上如字所 所居年月申る如字所 所居年月

十二日

所居年月

口上之

一壬午年中申る如字所 所居年月申る如字所
申る如字所 所居年月申る如字所 所居年月
申る如字所 所居年月申る如字所 所居年月
申る如字所 所居年月申る如字所 所居年月

十二日

所居年月

天保十一年

天保十一年 子庚

一 町比代

三 比代村比目乙

五 町比代

七 新藤

九 石井

十一 山手町

十三 上柳

二 新藤

四 山手町

六 比代

八 比代

十 山手町

十二 山手町

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the word "CITY" and other illegible characters.

天保十一年

一 正月廿七日 山比代をらりて... 始末...
 朱... 初... 終...
 二 三月廿日 学向所... 終末...
 御... 終末...

初年... 終末...
 終末...
 終末...
 終末...

天保十一年...
 ...
 ...
 ...

加

形年六月... 田畑... 田畑... 田畑...

三 二月廿五日... 此... 行... 事...

心... 事... 行... 事...

三月... 行... 事...

四月... 行... 事...

五月... 行... 事...

六月... 行... 事...

芝田... 仁... 事...

一四

此... 事... 行... 事...

三月... 行... 事...

四月... 行... 事...

五月... 行... 事...

一五

六月... 行... 事...

七月... 行... 事...

八月... 行... 事...

九月... 行... 事...

十一 十二月三日 宗門改札 出立 宗門 宗門

十日 宗門改札 出立 宗門 宗門

十二 十二月十日 宗門改札 出立 宗門 宗門

十日 宗門改札 出立 宗門 宗門

十三 十二月廿五日 宗門改札 出立 宗門 宗門

十日 宗門改札 出立 宗門 宗門

了 了 了

了 了 了

一 宗門改札 出立 宗門 宗門
二 宗門改札 出立 宗門 宗門
三 宗門改札 出立 宗門 宗門
四 宗門改札 出立 宗門 宗門
五 宗門改札 出立 宗門 宗門
六 宗門改札 出立 宗門 宗門
七 宗門改札 出立 宗門 宗門
八 宗門改札 出立 宗門 宗門
九 宗門改札 出立 宗門 宗門
十 宗門改札 出立 宗門 宗門

十二月廿五日

宗門改札

十三 十二月廿五日 宗門改札 出立 宗門 宗門

一 宗門改札 出立 宗門 宗門

中洲の事上知の事... 其の事...
云々... 其の事...
此の事... 其の事...

口上之記

一五九九年... 中洲... 其の事...
其の事... 其の事...
其の事... 其の事...
其の事... 其の事...

其の事... 其の事...

十二月廿七日

信濃守

11
5
+11
123456789
0123456789

123456789
0123456789

